

消 防 参 第 2 7 号
消 防 救 第 3 8 号
平成18年3月13日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部参事官

消 防 庁 救 急 企 画 室 長

救急・救助統計のオンライン化について

救急業務実施状況調および救助業務実施状況調につきましては、救急・救助行政の円滑な運用や施策の企画立案のための調査として、かねてからご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、消防統計のオンライン化については、行政の情報化の観点から、順次進めてきたところですが、救急・救助統計につきましても、平成17年11月の政令指定都市部及び全国消防長会救急委員会・警防防災委員会常任委員を中心とした消防本部を対象とした救急・救助統計のオンライン化説明会、平成18年1月の全国消防防災主管課長会議等で説明したとおり、平成19年5月報告分から（本格的な運用は平成20年5月報告分から）、下記の要領により、オンライン化を実施することといたしております。

消防庁が作成するシステムは、平成18年6月頃に完成する見込みであり、その詳細な仕様についても、平成18年6月を目途に別途通知する予定です。

なお、先行的に実施しているウツタイン様式調査オンライン処理システム（以下「ウツタインシステム」という。）と同様、活動事案毎のデータ（1（2）②参照）については、既に独自の統計システムを有している消防本部等にあつては当該既存システムで収集されたデータを活用することができるコンバータシステムを消防庁から配布することを予定しています。従って、既存システムを有している都道府県及び市町村（消防事務を処理する組合を含む。以下同じ）がこのコンバータシステムを活用する場合には、既存システムの改修が必要となることがあり、CSV出力の有無等の確認を行う必要があります。

貴職におかれましては、以上を踏まえ、下記事項に御留意のうえ、貴都道府県内の市町村へ、この旨周知されますようお願いいたします。

記

1 趣旨

- (1) 現在、救急隊、救助隊の活動状況（以下「救急活動等」という。）については、救急事故等報告要領（昭和39年5月4日付け自消甲第18号消防庁長官通知）に基づく救急年報及び救助年報として、紙ベースで報告されているため、情報化の流れから遅れたものとなっているところです。今般のオンライン化は、救急活動等のデータをオンラインにより電子データで収集することにより、救急活動等に関するデータ処理の迅速化や集計作業等の省力化を図ろうとするものです。また、個々の活動事案毎のデータベースを構築することにより、救急活動等における問題点を抽出し、施策の展開に反映させる詳細なクロス分析を可能にしようとするものです。
- (2) 現行の救急・救助業務実施状況調におけるデータは、①4月1日現在の職員数などの、個々の活動事案とは直接的な関係のないデータ（救急業務実施状況調00表から03表及び24表から32表、救助業務実施状況調の00表から03表及び14表から16表）と、②活動事案毎のデータを集計したもの（救急業務実施状況調の04表から23表、救助業務実施状況調の04表から13表）との2種類に分けられますが、今般のオンライン化により、②については集計データではなく活動事案毎のデータをオンライン入力してもらうことになります。

（なお、以下、①については「定点観測データ」といい、②についてはオンライン化により報告されることとなる個々の活動事案毎のデータを「活動事案毎データ」、実施状況調の各表と同様に集計データが一定の表になったものを「現況調べデータ」ということとします。）

2 運用方法

- (1) ウツタインシステムと同様、既に運用が開始されている火災報告等オンライン処理システムを基礎としたオンライン処理システムによって、消防本部等の端末から、消防防災専用回線（VPN）を経由して、消防庁の管理サーバに登録するものです。
- (2) 救急オンライン処理システムは、既に整備されているウツタインシステムを含む総称であり、ウツタインシステムを基礎として拡充することにより、1つのシステムとします。ただし、当分の間、ウツタインシステムも並行して運用します。
- (3) 救助オンライン処理システムは、救急オンライン処理システムと同様の仕組みで救助業務に対応したものとします。したがって、基本的な機能、操作性等は全てウツタインシステムを踏襲します。

3 スケジュール（詳しくは[資料1](#)参照）

- (1) 全ての消防本部等にとって、定点観測データは、オンラインによる報告への移行が容易であるのに対し、活動事案毎データについては、既存システムを有しておりその改修が必要な消防本部等の場合、直ちに移行することは困難です。

このため、定点観測データは、平成19年5月報告分から、活動事案毎データは平成20年5月報告分からそれぞれオンライン入力を開始することとし、既存システムを有していない消防本部等やシステム改修が容易である消防本部等など、活動事案毎データについて早期に移行可能な消防本部等にあつては、定点観測データと同様、平成19年5月報告分から開始できることとします。

なお、活動事案毎データを平成20年5月報告分から開始する消防本部等にあつては、平成19年5月報告分については、現況調べデータを報告することとします。

- (2) 救急オンライン処理システムと救助オンライン処理システムは運用上別個のもので、活動事案毎データの報告開始時期が同時期である必要はありません。
- (3) 現行の救急・救助業務実施状況調による紙ベースでの報告は、平成18年5月報告分をもって終了します。

4 報告データ

(1) 平成19年5月報告分

- ア 定点観測データ
- イ 現況調べデータ

(ただし、活動事案毎データを報告可能な消防本部等にあつては、現況調べデータを報告する必要はなく、活動事案毎データを報告します。)

(2) 平成20年5月以降報告分

- ア 定点観測データ
- イ 活動事案毎データ

5 登録すべき項目

(1) 定点観測データ

前記1(2)で示したとおり、個々の救急・救助活動事案に直接的な関係のない項目です。したがって、既存システムで収集しているデータではないことから、システム改修の必要がないので、現在の各表よりも拡充した項目を報告していただくこととなります。

(2) 現況調べデータ

前記1(2)で示したとおり、個々の救急・救助活動事案を基礎とした1年単位の集計値を報告します。すなわち、現行の実施状況調の各表と同様の形式になります。

(3) 活動事案毎データ

ア 救急オンライン処理システム

(ア) 必須入力項目 ([資料2](#)参照)

現行の救急業務実施状況調の04表から23表の範囲内の項目とします。既存システムを保有する団体は、システムのデータベースに現行の救急業務実施状況調の項目を網羅していれば、既存システムに新たに項目を追加する必要はありません。

また、ウツタイン該当事例が発生した場合は、現行のウツタインシステムに入力している項目を入力します。ただし、しばらくの間は、活動事案毎データの報告ができない消防本部等があるため、ウツタインシステムを併用します。

(イ) 任意入力項目

現行の救急業務実施状況調よりも拡充した入力項目を用意します。しかし、これは任意入力のため、拡充された項目については、消防本部等で必要があれば任意に入力し、活用してください。

イ 救助オンライン処理システム ([資料2](#) 参照)

現行の救助業務実施状況調の04表から13表の範囲の他に救助隊出動の有無選択項目、覚知方法選択項目を追加します。ただし、既存システムを運用しており、コンバータを利用する本部において該当情報をもっていない可能性があるため、突合チェック対象とはせず、選択がない場合でも登録できるように処理します。

6 登録方法

(1) 定点観測データ

本システムのWebブラウザ上の画面に入力します。

(2) 現況調べデータ

紙ベースで報告されていた救急・救助業務実施状況調と同様の表がエクセルシートになったものを消防庁のシステムからダウンロードし、数値を入力後、Webブラウザ上の指示に従い、アップロードにより登録します。

(3) 活動事案毎データ

ア コンバータシステムを活用する場合

既存システムを運用している消防本部等は、当該既存システムから活動事案毎データをCSVファイルとして出力し、消防庁から配布されたコンバータソフトで変換し、VPN端末より一括登録します。なお、既存システムのデータ形式が、消防庁のデータベースに保存する形式と同一である必要はありません。既存システムからCSV出力されたデータを、コンバータソフトにより消防庁が求めるデータ形式に変換します。したがって、既存システムのデータに必須入力項目の情報が入っていれば、データ登録することが可能です。コンバータソフトの変換の定義付けは予め各団体で行っておく必要があります。(資料3のp.12、14、16参照)

イ オンライン運用の場合

VPN端末より活動事案毎データをWeb上の入力画面から登録します。

ウ オフライン運用の場合

消防庁のシステムからダウンロードしたオフラインソフトの画面上で活動事案毎データを入力し、オフライン統合ソフトにより統合されたデータをVPN端末より一括登録します。

7 都道府県の報告

(1) データ確認

ウツタインシステムと同様に、区域内の消防本部等が送信し登録したデータを確認します。この確認により、消防庁への報告とします。

(2) 現在、提出している様式

消防本部等から定点観測データが報告されるので、現在、都道府県が取りまとめて提出している第3号様式、第5号様式、第7号様式、第12号様式の提出の必要はなくなります。第4号様式、第6号様式は定点観測データの電子ファイルを活用しても作成できるものではないので、現在の様式を消防庁のシステムからダウンロードし、区域内の定点観測データを閲覧して作成したものをアップロードして登録します。

8 個人情報に関する取扱い（[資料4](#)参照）

(1) 今般のオンライン化による報告は、消防組織法第22条に基づくものです。

(2) 消防庁が保有することとなるデータは、資料4のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）上は個人情報にはあたらないのですが、情報公開請求があった場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、「特定の個人を識別できなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの」として、一部不開示情報として削除した上で部分開示するなど、より慎重に取り扱うこととします。

9 その他

(1) 既存システムの改修、新たな統計システムの構築等を予定している消防本部等については、活動事案毎データの報告開始時期について弾力的に対応する方向で、個別に協議することとします。

(2) 各消防本部等が保有している既存システムのCSV出力対応状況やシステム改修等の問い合わせについては、各消防本部等のシステムを取り扱っているメーカーに問い合わせてください。

(3) 平成17年11月の説明会以降、消防庁に寄せられた問い合わせ等をまとめて、救急・救助統計のオンライン化に関する質疑応答を作成したので参考としてください。

（[資料5](#)参照）

【問い合わせ先】

消防庁国民保護・防災部参事官付 堤

TEL:03-5253-7507 FAX:03-5253-7576

e-mail:tsutsumi-y@fdma.go.jp

消防庁救急企画室 宮本

TEL:03-5253-7529 FAX:03-5253-7539

e-mail:miyamoto-t@fdma.go.jp